平成２４年（フ）第１１４号
岡山市北区大窪770―144、住民票上の住所岡山市北区尾上658番地３
債務者　北畠　輝行
1　決定年月日時　平成24年３月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月28日まで
5　免責審尋期日　平成24年６月21日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第５４６号
横浜市神奈川区六角橋６丁目４番23号　大曽根ハイツ101号
債務者　三本木　茂
1　決定年月日時　平成24年３月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月29日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月30日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第５号
石川県加賀市山代温泉50―92―１　ゆのくに第三ハイツ105、住民票上の住所静岡県富士市吉原４丁目３番５号
債務者　柳瀬　博文
1　決定年月日時　平成24年３月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月29日まで
5　免責審尋期日　平成24年６月７日午後２時30分
金沢地方裁判所小松支部

平成２４年（フ）第４５号
広島県福山市神辺町字道上2980番地６
債務者　池口　和夫
1　決定年月日時　平成24年３月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月29日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月15日午後１時10分
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２４年（フ）第１０１号
静岡県藤枝市与左衛門394―１　ＵコーポＡ301号室、住民票上の住所静岡県藤枝市大新島587番地の５
債務者　杉浦　香織
1　決定年月日時　平成24年３月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月30日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月29日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１５１５号
大阪市東淀川区大桐５丁目14番37号　キヨタビル403号、前住所大阪市東淀川区大桐１丁目19番２号　平川マンション300号
債務者　芝　　一宏
1　決定年月日時　平成24年３月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月30日まで
5　免責審尋期日　平成24年６月５日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４４８号
横浜市鶴見区安善町１丁目４番地48　矢吹荘202号
債務者　尾崎　勝彦
1　決定年月日時　平成24年３月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月31日まで
5　免責審尋期日　平成24年６月１日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２３８号
東京都立川市若葉町４丁目25番地の１若葉町団地31棟301号
債務者　中田　國子
1　決定年月日時　平成24年３月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月１日まで
5　免責審尋期日　平成24年６月１日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第２２号
長崎県佐世保市愛宕町111番地41
債務者　柏木塗装こと　柏木　浩一
1　決定年月日時　平成24年３月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月１日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月25日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２４年（フ）第２４号
長崎県佐世保市相浦町2328番地、旧住所長崎県佐世保市日宇町2396番地17
債務者　牧島　美和（旧姓高月）
1　決定年月日時　平成24年３月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月１日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月25日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２４年（フ）第２８号
長崎県佐世保市吉井町春明244番地29
債務者　塚本　満吉
1　決定年月日時　平成24年３月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月１日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月25日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２４年（フ）第７２号
静岡市駿河区下川原南13番13号　シンフォニーＣ101号、旧住所静岡市駿河区下川原２丁目９番309号　長田東Ａ棟309号
債務者　後藤　圭輔
1　決定年月日時　平成24年３月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月６日まで
5　免責審尋期日　平成24年６月５日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１５号
長崎県佐世保市権常寺町1420番地１　若草アパート１号、旧住所長崎県佐世保市新田町352番地　１―６―501
債務者　宇野江里香（旧姓西尾）
1　決定年月日時　平成24年３月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月８日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月25日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２４年（フ）第３０号
長崎県佐世保市広田４丁目10番７―405号、旧住所長崎県佐世保市黒髪町23番28号
債務者　西崎　朝子
1　決定年月日時　平成24年３月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月８日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月25日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２４年（フ）第３２号
長崎県西海市西海町中浦北郷1809番地５、旧住所長崎県西海市西海町太田和郷1017番地４
債務者　大谷　栄介
1　決定年月日時　平成24年３月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月８日まで
5　免責審尋期日　平成24年６月８日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係